



## 中国、銀行の預貸比率規制を緩和

中国銀行業監督管理委員会は6月30日、銀行の預貸比率規制を緩和すると発表しました。現在の預貸比率（預金残高に対する融資の割合）上限は75%と定められていますが、この比率そのものは変更せず、分母と分子の計算方法を調整することによって、貸出余力を高める狙いのようです。具体的には、中小・零細企業向けや農業向けの融資を分子から除外し、預金の定義を拡大することによって分母を膨らませる等の手段が講じられるもようです。この緩和策によって、中小・零細企業等がシャドローバッキングに頼ることなく資金を調達できるようになるとともに、銀行の与信枠に余裕が生まれ、安定した経済成長をサポートしていくものと考えられます。フラトン社では、計算方法の調整により、預貸比率で約1.4%の貸出余力が生じると試算しています。

## フィリピンとインドネシアのインフレ動向

フィリピンの6月消費者物価指数は前年同月比+4.4%と、前月（同+4.5%）から僅かながら低下しました。食品は供給が需要に追い付かず値上がり率が加速しており、社会問題化する兆しを見せていますが、住宅費や水道・光熱費の低下が物価上昇に落ち着きを与えました。一方、5月の銀行貸出は前年同月比+19.6%と、2011年10月以来2年7カ月ぶりの高い伸びを記録しました。フィリピン中銀は2012年10月の金融政策決定会合で政策金利を3.5%に引き下げて以降、現在まで据え置いています。今年に入って3月・5月と2回連続で預金準備率を1%ずつ引き上げ、そして前回6月会合では特別預金（主として外銀等が活用する中銀への預金）金利を0.25%引き上げており、信用拡大と物価上昇の抑制に腐心している様子が窺えます。中銀は2014年のインフレ率を前年比+4.4%と、インフレターゲット（同+3.0~5.0%）の中心よりやや高めに予想していることもあり、フラトン社では次回7月の会合で2011年5月以来3年2カ月ぶりの利上げに踏み切ると予想しています。

インドネシアの6月消費者物価指数上昇率は前年同月比+6.70%と相変わらず高水準にとどまっています。ただ、前月比では+0.43%と落ち着いており、前年比には昨年6月後半に実施された補助金削減による燃料価格の値上げの影響が色濃く出ています。燃料価格値上げの影響を除けば前年比でも+5~6%程度の水準と推測されます。一方、5月の貿易収支は前月の19.6億米ドル（約1,999億円、1米ドル=102円で換算）の赤字から0.7億米ドル（約71億円）の黒字に転換しました。インフレ率の低下見通しと貿易収支の改善により、インドネシア中銀に対する利上げ圧力は、目先、弱まると考えられます。

## マーケット情報

### 【アジア株式】

	(2014/7/4)	
	終値	前週比
ハンセンH株	10,490	△ 1.77%
香港ハンセン	23,546	△ 1.40%
インドムンバイ500種	9,988	△ 3.48%
ジャカルタ総合	4,906	△ 1.25%
マレーシア総合	1,885	△ 0.21%
フィリピン総合	6,962	△ 1.76%
タイSET	1,496	△ 0.85%
ベトナムVN	589	△ 1.82%
韓国総合	2,010	△ 1.06%
台湾加権	9,510	△ 2.18%
シンガポールST	3,272	△ 0.04%

### 【アジア通貨(対日本円)】

	(2014/7/4)	
	終値	前週比
中国人民元	16.449	△ 0.83%
香港ドル	13.172	△ 0.71%
インドルピー	1.708	△ 1.07%
インドネシアルピア	0.860	△ 1.78%
マレーシアリングギット	32.097	△ 1.58%
フィリピンペソ	2.346	△ 1.25%
タイバーツ	3.154	△ 0.91%
ベトナムドン	47.960	△ 0.76%
韓国ウォン	10.115	△ 1.10%
台湾ドル	3.415	△ 0.65%
シンガポールドル	81.930	△ 0.91%

出所:ブルームバーグ

※ アジア通貨は全て(アジア通貨/日本円)の為替レートであり、前週比のプラスはアジア通貨の対日本円での上昇を、マイナスはアジア通貨の対日本円での下落を表します。

※ インドネシアルピア・韓国ウォンは100倍、ベトナムドンは10,000倍で表示しています。



## 投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。

## お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 申込時に直接ご負担いただく費用……申込手数料 上限 3.78% (税抜き 3.50%)
- 換金時に直接ご負担いただく費用……信託財産留保額 上限 0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用……信託報酬 上限 2.376% (税抜き 2.20%)  
※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。
- その他費用……上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。当該費用は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用するすべての投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

---

## 投資一任契約の主なリスク

投資一任契約資産の運用においては、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、組入有価証券の下落等により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、契約資産毎に、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、投資一任契約の締結に当たっては契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。



## 投資一任契約においてお客様にご負担いただく主な費用

投資一任契約に係る費用は、契約資産の金額、投資対象、運用方法、契約期間等によりお客様と個別協議のうえ決定させていただきます。そのため、投資一任契約に係る費用の合計額については、事前に表示することができません。

- 契約の期間中にご負担いただく費用：……投資顧問報酬をご負担いただきます。適用する料率等は、投資対象資産、契約資産残高、契約内容等に応じて異なりますので、料率、上限額等を表示することはできません。
- その他費用……上記以外にご負担いただく費用(有価証券の売買委託手数料や有価証券の保管等に係る諸費用等)があります。これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、投資一任契約に基づき投資信託を組入れる場合は、組入れた投資信託に係る信託報酬、信託財産留保額、その他の費用(監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、有価証券の保管等に係る費用等)をご負担いただきます。なお、当社が設定・運用する投資信託を組入れた場合は、必要に応じて投資顧問報酬の調整を行います。

詳しくは契約締結前交付書面等でご確認ください。

## 当資料に関してご留意いただきたい事項

当レポートはマーケット情報の提供を目的として、アストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当レポートはフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド(フラトン社)の作成した“THE FULLERTON WEEKLY”を参考にしております。レポート中の市場見通しや投資戦略等は、特に断りのない限りフラトン社の見解を示しています。

当レポートは、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当レポート中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

アストマックス投信投資顧問株式会社の事前の承諾なく、当レポートの内容を転載または複製することはご遠慮ください。



## アストマックス投信投資顧問株式会社

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエア 5 階

商号等： アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 387 号

商品投資顧問業者 農経(1)第 21 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本商品投資顧問業協会